

件名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託		
履行場所	横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 横浜市保管施設 (J&T環境株式会社 横浜プラスチックリサイクル工場)及び受託者施設		
履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
入札参加条件	営業種目	309:資源化委託 又は 330:廃棄物処理 運搬を担当する構成員は、上記の種目の他、「310:貨物運送」も可とする。	
	所在地区分	市内、準市内又は市外	
	その他	<p>(1) 単独企業</p> <p>①容器包装リサイクル法第七条第1項の規定に基づく、分別基準適合物の再商品化に関する計画にて、プラスチック製容器包装の再商品化の具体的方策として規定されている「プラスチック原材料等(材料リサイクル)」、「油化」、「高炉還元剤化」、「コークス炉化学原料化」、「ガス化」、「固形燃料化」の6つの再商品化手法のうち、「固形燃料化」以外の再商品化処理委託の受託実績を有する者。</p> <p>②仕様書で定められた、車両等を保有、または用意することができること。</p> <p>③廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 なお、本案件については上記の単体企業のほか、次の要件を満たす分担方式の特定共同企業体の参加を認めるものとする。</p> <p>(2) 特定共同企業体</p> <p>①構成員の組み合わせは、保管施設からの運搬を分担する構成員と、再商品化処理を行う構成員の組み合わせであること。</p> <p>②再商品化処理を行う構成員は、容器包装リサイクル法第七条第1項の規定に基づく、分別基準適合物の再商品化に関する計画にて、プラスチック製容器包装の再商品化の具体的方策として規定されている「プラスチック原材料等(材料リサイクル)」、「油化」、「高炉還元剤化」、「コークス炉化学原料化」、「ガス化」、「固形燃料化」の6つの再商品化手法のうち、「固形燃料化」以外の再商品化処理委託の受託実績を有する者。</p> <p>③保管施設からの運搬を分担する構成員は、過去に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が発注する「プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化」業務に関して、運搬事業者として参加実績を有すること。</p> <p>④保管施設からの運搬を分担する構成員は、仕様書で定められた、車両等を保有、または用意することができること。</p> <p>⑤全ての構成員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p>	
提出書類	<p>(1) 単独企業</p> <p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②委託業務経歴書 ・プラスチック製容器包装再商品化委託に係る受託実績を示す契約書の写し、電子入札・再商品化実施契約委任状の写し等を添付</p> <p>③車両調達計画書(車検証の写しを添付。予定の場合は、引受証明書等を添付。)</p> <p>④誓約書 ・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員などを確保のうえ、必要書類を提出し適正に業務を履行することを誓約するもの ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないものであること</p> <p>(2) 特定共同企業体</p> <p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②共同企業体協定書兼委任状(入札参加用)</p> <p>③委託業務経歴書 ・再商品化を分担する構成員のプラスチック製容器包装再商品化委託に係る受託実績を示す契約書の写し、電子入札・再商品化実施契約委任状の写し等を添付 ・保管施設からの運搬を分担する構成員が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が発注する「プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化」業務において、運搬事業者として参加実績を有することが確認できる書類。(契約書の写し、電子入札・再商品化実施契約委任状の写し等)</p> <p>④車両調達計画書(車検証の写しを添付。予定の場合は、引受証明書等を添付。)</p> <p>⑤誓約書 ・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員などを確保のうえ、必要書類を提出し適正に業務を履行することを誓約するもの ・全ての構成員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないものであること</p>		
支払条件	前金払	しない	部分払 する(12回以内)
最低制限価格制度	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">該当</div> ・ 非該当		
備考	<p>・令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。</p> <p>・この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。</p>		